

# 復興整備計画

（第7回変更）

釜石市・岩手県

平成26年7月31日

（平成26年9月12日：様式第9の追加）

<p>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</p>
<p>釜石市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり。）</p>
<p>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</p>
<p>(1) 都市構造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命優先の減災のまちづくりと現位置復興を基本に、ハード整備（地盤の嵩上げ等）とソフト対策（地震発生時は高台避難の大原則・自助、共助の避難体制等）を組み合わせた津波災害に強い都市構造を目指す。</li> <li>・ 既存のコミュニティを中心に、漁業集落の再編、東部地区（中心市街地）、片岸地区（低平地市街地）及び鵜住居地区（低平地市街地）の集約を進め、少子高齢化社会の到来に備える。</li> <li>・ 自然の大きな力に対し畏敬の念を持ちながら、自然と共に歩みを続け、当市の素晴らしい自然環境を次世代に継承することを目指す。</li> </ul> <p>(2) 津波への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ L1 津波（概ね数十年から数百年程度で起こりうる頻度の高い津波。釜石では、昭和三陸津波や明治三陸津波クラスを指す。）に対しては防浪施設（防波堤・防潮堤・防潮林等）の整備により生命財産の保全を図り、L2 津波（頻度の高い津波をはるかに上回り、防波堤や防潮堤といった構造物による対策の適用限界を超える津波。釜石では東日本大震災クラスを指す。）に対しては避難を前提とした生命の保全を図る避難施設、避難場所、避難路の整備を行うこととし、以下の2つの考え方により土地利用を図る。  高台移転や多重防御により、浸水しない区域において新たなまちづくりを行う地域  建築規制などを取り入れることで、ある一定の浸水を許容しつつ、土地利用（公園・農地等を含む）を行う地域</li> </ul> <p>(3) 産業復興の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栗橋地区、甲子地区などの内陸部の農業集落と沿岸部の漁業集落を結びつけたグリーン・ツーリズムに取組み、産業復興を図ります。</li> <li>・ 地域資源を生かした特産品開発やブランド化、水産業・農業の6次産業化などのソフト対策により高付加価値化を図りつつ、沿道型販売所の整備、農業用施設整備に対する支援等のハード対策も実施し、地域産業の復興を図る。</li> </ul>
<p>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</p>
<p>(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向</p> <p>安全確保と生活再建の観点から、頻度の高い津波への整備目標高さに対し、最大クラスの津波シミュレーションを行い再現された結果に基づいた土地利用を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心市街地  L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波による一定程度の浸水を許容するまちづくりを行う。主として住宅地、商業業務地として利用する。</li> <li>・ 低平地市街地  L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ都市機能を集約再配置し、主として防災機能の拠点となる公共施設用地、住宅地、商業業務地として利用する。L2津波が浸水する箇所は、主として公園や工業用地として利用する。</li> <li>・ 漁業集落およびその他の集落</li> </ul>

L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しない箇所へ住宅地を移転する。L2津波が浸水する箇所は、主に水産関連施設用地や農地として利用する。

- ・ 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い、利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

大槌湾・両石湾沿岸

- ・ 片岸地区、鵜住居地区は、L1津波に対応した防浪施設により市街地を防御し、L2津波が浸水しないJR山田線より西側の区域を主に住宅地として土地利用を図る。JR山田線より東側については、業務用地、公園、農地（土地区画整理事業区域内に整備する市民農園）などの非居住用途とする。また、土地区画整理事業の実施にあわせ、必要な上下水道を整備する。
- ・ 根浜地区は、砂浜などの地域資源を活用した観光レクリエーションエリアとして整備するため、観光施設用地として土地利用するほか、L2津波が浸水しない高台は住宅地として土地利用する。
- ・ その他の半島部の集落は、L2津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間のL2津波が浸水する区域は、漁業関連施設、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- ・ 発災時の箱崎半島の集落の孤立解消を図るため箱崎半島内陸部（鵜住居～根浜間）にアクセス道路を整備する。室浜地区、箱崎白浜地区、桑ノ浜地区、両石地区においては、移転元と住宅団地間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

釜石湾沿岸

- ・ 釜石東部地区は、釜石市の復興を先導する拠点であり、主として商業用地、業務用地、住宅用地として土地利用する。浸水深が大きい区域は産業施設エリアとして水産加工業等の工業用地や公園として土地利用する。公共公益施設や津波防災拠点施設等を集約させた市街地を整備する。
- ・ 嬉石松原地区、平田地区、尾崎白浜地区は、住宅地として利用する他、居住に適さない区域は水産漁業関係施設用の産業用地や商業地、公園として土地利用する。
- ・ 釜石東部地区、嬉石松原地区、平田地区においては、L2津波が浸水する区域であっても、想定浸水深が2mを下回る土地の区域については住居系も含む土地利用を図り、想定浸水深が2mを超える土地の区域については住宅建設を制限する規制を導入して非居住の土地利用を誘導する。
- ・ 尾崎白浜地区においては、移転元と住宅団地間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

唐丹湾沿岸

- ・ L2津波が浸水しない高台を住宅地とし、防潮堤背後～高台の間のL2津波が浸水する区域は、漁業関連施設、農地、産業施設など非居住の業務系用途とする。
- ・ 荒川地区の一部において土地改良事業を実施するほか、唐丹片岸地区において農地の災害復旧事業を行い、本郷地区において農地の災害復旧事業の実施を検討する。佐須地区においては、移転跡地の農地利用を検討する。
- ・ 佐須地区、花露辺地区、本郷地区、大石地区においては、移転元と住宅団地間の接続道路と避難路を兼ねる道路を整備する。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	片岸1地区	事業の名称：片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり

		実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	鷓住居1地区	事業の名称：鷓住居地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	東部1地区	事業の名称：東部地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	嬉石松原1地区	事業の名称：嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
	平田1地区	事業の名称：平田地区被災市街地復興土地区画整理事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業	荒川2地区	事業の名称：農用地災害復旧関連区画整理事業（復興基盤総合整備事業） 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：土地改良事業（区画整理）
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	室浜1地区	事業の名称：室浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	根浜1地区	事業の名称：根浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度

箱崎 1 地区	事業の名称：箱崎地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
箱崎白浜 1 地区	事業の名称：箱崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
桑ノ浜 1 地区	事業の名称：桑ノ浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
両石 1 地区	事業の名称：両石地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
尾崎白浜 1 地区	事業の名称：尾崎白浜地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
花露辺 1 地区	事業の名称：花露辺地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度
本郷 1 地区	事業の名称：本郷地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
小白浜 1 地区	事業の名称：唐丹地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
荒川 1 地区	事業の名称：荒川地区防災集団移転促進事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度

(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	片岸2地区	事業の名称：片岸地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
	鵜住居2地区	事業の名称：鵜住居地区津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：鵜住居地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
	鵜住居3地区	事業の名称：地域屋外スポーツセンター整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：復興拠点整備事業
	鵜住居4地区	事業の名称：鵜住居2号線道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：道路事業
	箱崎白浜2地区	事業の名称：箱崎白浜地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路事業
	両石2地区	事業の名称：両石地区道路事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：道路事業
	水海1地区	事業の名称：水海地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業

東部 2 地区	事業の名称：釜石東部津波復興拠点整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：東部地区（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～28年度 種類：津波復興拠点整備事業
東部 5 地区	事業の名称：東部地区都市公園事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：都市公園事業
小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区新校舎（体育館）建設事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度 種類：公立学校施設整備事業
小白浜 2 地区	事業の名称：唐丹地区公民館施設整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石市唐丹地区唐丹小・中学校（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度 種類：公立学校施設整備事業
片岸 5 地区	事業の名称：片岸地区上水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～30年度 種類：上水道整備事業
鵜住居 5 地区	事業の名称：鵜住居地区上水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：上水道整備事業
片岸 6 地区	事業の名称：片岸地区公共下水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：公共下水道整備事業

	鵜住居 6 地区	事業の名称：鵜住居地区公共下水道整備事業 事業主体：釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～31年度 種類：公共下水道整備事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	室浜 2 地区	事業の名称：室浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	室浜漁港	事業の名称：室浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：室浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸 3 地区	事業の名称：産業用地整備事業 事業主体：(株)バイオ・パワー・ジャパン、釜石市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～27年度
	片岸漁港	事業の名称：片岸漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：片岸漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	仮宿 1 地区	事業の名称：仮宿地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市

	実施区域：仮宿漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成26年度
仮宿漁港	事業の名称：仮宿漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：仮宿漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
桑ノ浜2地区	事業の名称：桑ノ浜地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
桑ノ浜漁港	事業の名称：桑ノ浜漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：桑ノ浜漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
新浜町1地区	事業の名称：新浜町地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：釜石港（第3種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
嬉石漁港	事業の名称：嬉石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：嬉石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
平田漁港	事業の名称：平田漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：平田漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
佐須1地区	事業の名称：佐須地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
佐須漁港	事業の名称：佐須漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：佐須漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
花露辺2	事業の名称：花露辺地区漁業集落防災機能強化事業

	地区	事業主体：釜石市 実施区域：唐丹漁港（第2種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～26年度
	白浜（釜石）漁港	事業の名称：白浜（釜石）漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：白浜（釜石）漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	大石1地区	事業の名称：大石地区漁業集落防災機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（第1種漁港）（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～27年度
	大石漁港	事業の名称：大石漁港施設機能強化事業 事業主体：釜石市 実施区域：大石漁港（別添の復興整備事業総括図のとおり） 実施予定期間：平成24年度～25年度
	片岸4地区	事業の名称：鵜住居地区海岸片岸地先海岸改修工事並びに二級河川鵜住居川水系鵜住居川改修工事（鵜住居川水門）及びこれに伴う市道付替工事 事業主体：岩手県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～29年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成23年度から平成31年度まで		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号）		

4 - 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	集団移転促進事業	根浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更	1(0.60)	2(1.65)	
			地域森林計画区域	変更	0.60	1.65	
2	集団移転促進事業	小白浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		2(1.98)	
			地域森林計画区域	変更		1.98	
3	集団移転促進事業	荒川1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1(1.08)	
			地域森林計画区域	変更		1.08	
4	都市施設の整備に関する事業	鵜住居2地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		11(10.55)	
			地域森林計画区域	変更		10.55	
5	都市施設の整備に関する事業	鵜住居4地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		6(6.39)	
			地域森林計画区域	変更		6.39	
6	集団移転促進事業	桑ノ浜1地区	土地利用基本計画の森林地域	変更		1(1.44)	
			地域森林計画区域	変更		1.44	
	その他施設の整備に関する事業	桑ノ浜2地区	保安林	解除		0.0187	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4 - 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 （大臣 許可）	都市計画法			農地法 （知事 許可）	農振法	森林法		自然 公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第 1項・第 5条第1 項の農地 転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第15条の 2の開発許 可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	市街地開発事業	片岸1 地区											
		鵜住居1 地区											
		平田1 地区											
2	集団移転促進 事業	室浜1 地区											
		根浜1 地区											
		箱崎1 地区											
		箱崎白浜1 地区											
		桑ノ浜1 地区											
		両石1 地区											

		尾崎白浜 1 地区											
		花露辺 1 地区											
		本郷 1 地区											
		小白浜 1 地区											
		荒川 1 地区											
13	その他施設の整備に関する事業	室浜 2 地区											
		佐須 1 地区											
		花露辺 2 地区											

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「 」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法(大臣許可)」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「 」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「 」をする。この際、農林水産大臣が定める書類(様式第 9)を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。